

ロシア国政選挙 2007-2008

—選挙民主主義か選挙権威主義か—

永 綱 憲 悟

はじめに

本稿ではまず、ロシアにおける2007年12月の下院（国家会議）選挙および2008年3月の大統領選挙のプロセスをたどり、そこにどのような特質があったのかを確認する。あわせて、比較政治学上の一般理論と関連付けるために、いわゆる「選挙権威主義体制論」をとりあげ、果たしてロシアの政治体制は「選挙民主主義」なのか、それとも「選挙権威主義」なのかという問題にもアプローチする¹⁾。

ロシアの国政選挙にかんしては、すでに内外に多様な先行研究がある。しかし2007年-2008年の選挙サイクルにかんしては、それがプーチン体制からメドヴェージェフ体制（あるいはタンデム体制）への移行プロセスを意味するにもかかわらず、まだ十分な研究が行われていない²⁾。また選挙の特質と政治体制の性質とをどう関連付けて把握するかという問題へのアプローチも不足しており、本稿の試みに一定の意義があるものと思える。

資料としては、主としてインターネットを通して入手したロシアの公的機関記録および新聞雑誌記事を用いる（可能な限りで、また過度に煩雑にならない範囲でURLを注記する）。以下、ソ連解体以降のロシア国政選挙の結果を概観したのち、下院選挙、大統領選挙の順に叙述し、最後に「選挙権威主義」論の枠組みでの分析を行うこととする。

1. ロシア国政選挙概観（1993年-2008年）

ソ連崩壊後のロシア国政選挙（ただし1993年のみに実施された上院（連邦会議）選挙をのぞく）結果の概観が表1である。この表を参照しつつ、ロシア国政選挙のやや長期的な趨勢をまず確認しておこう。第一に、有権者総数であるが、おおむね1億600万人台から1億900万人台の幅で推移している。この推移は、むろん成人（18歳以上）人口の増減に左右されたものである。だが同時に、有権者名簿の整備状況にも影響されている。名簿は、各投票所ごとにあらかじめ準備され、これに当日の追加投票者数を加え、それを全国的に集計したものが有権者総数となる。このさい追加投票者については、もとの投票所の名簿から削除されるはずであるが、その手続きがスムーズに行っていない場合、有権者数が二重にカウントされるのである。とくに2008年の大統領選挙のさいには、前年末の下院選挙時から3ヶ月しかたっていないにもかかわらず、およそ190万人も有権者数が減少するという事態が起き、議論となった（詳細は後述）。

第二に、投票率については、50%台から60%台の推移である。下院選挙とその直後の大統領選挙を比較すると、大統領選挙の投票率が5%から9%程度上回っていることが確認できる。無効投票率は、1993年の初めての下院選挙時をのぞけば、1%前後に留まっている。有権者が投票方式にある程度習熟してきたことを窺わせる数字である。なお2004年の大統領選挙までは「全政党（全候補者）に反対」という項目があったが、2007年下院選挙からはこれが廃止された。2007-2008年の無効票増加の一因をここに見出すことが可能かもしれない。

第三に、候補政党数（候補者数）についていえば、おおむね減少傾向が見られる。下院については、これにより、政党の乱立による「死票」増加を防ぐという効果もたらされた。1995年の死票率45.69%と比せば、2007年の8.25%は、議会における代表性の向上という点で、めざましい進展とみなしうるだろう。ただし、これを別の側面から見ると、新規参入が困難に

表 1 ロシアの国政選挙結果 (1995-2008)

実施年	1993年	1995年	1996年	1996年	1996年	1999年	2000年	2003年	2004年	2007年	2008年
種類	下院選挙	下院選挙	大統領選挙	大統領選挙	大統領選挙	下院選挙	大統領選挙	下院選挙	大統領選挙	下院選挙	大統領選挙
投票日	93/12/12	95/12/17	初回 96/6/16	96/6/16	96/7/3	99/12/19	00/3/26	03/12/7	04/3/14	07/12/2	08/3/2
①有権者総数	106170835	107496558	108495023	108589050	108073956	109372043	108906250	108906250	108064281	109145517	107222016
②投票率 #a	50.63% #h	64.76%	69.81%	68.88%	61.85%	68.74%	55.75%	55.75%	64.38%	63.78%	69.81%
③有効投票総数	53751696	67884200	74515019	73910698	65370690	74369754	59684742	59684742	68922479	68777136	73731116
④無効投票総数	(394万) #i	1320619	1072120	780592	1296992	701016	948435	948435	578824	759929	1015533
⑤同上比率 #b	6.83% #j	1.91%	1.42%	1.05%	1.95%	0.93%	1.56%	1.56%	0.83%	1.09%	1.36%
⑥抹消証明書による投票	N. A.	N. A.	N. A.	N. A.	441588	1018568	572926	572926	818681	1169149	1319640
⑦同上比率 #c	N. A.	N. A.	N. A.	N. A.	0.66%	1.35%	0.94%	0.94%	1.18%	1.68%	1.76%
⑧候補政党 / 候補者数	13政党	43政党	10名	2名	26政党	11名	23政党	23政党	6名	11政党	4名
⑨比例区議席獲得政党数	8政党	4政党			6政党		4政党	4政党		4政党	
⑩同上政党得票率合計	87.06%	51.48%			81.37%		68.64%	68.64%		91.75%	
⑪死票率 #d	8.72%	45.69%			15.33%		26.66%	26.66%		8.25%	
⑫第一位	ロシア自民党	ロシア共産党	エリツィン	エリツィン	ロシア共産党	プーチン	統一ロシア党	統一ロシア党	プーチン	統一ロシア党	メドヴェージェフ
⑬同上得票総数	12318562	15432963	26665495	40202349	16196024	39740467	22776294	22776294	49558328	44714241	52530712
⑭同上得票率 #e	22.92%	22.73%	35.28%	53.82%	24.29%	52.94%	35.56%	35.56%	71.31%	64.30%	70.28%
⑮同上獲得議席 #f	59+5	99+58			67+46		120+103	315			

(次頁に続く)

(前頁から続く)

⑯第二位	ロシアの選択	ロシア自民党	ジュガーノフ	ジュガーノフ	統一	ジュガーノフ	ロシア共産党	ハリトノフ	ロシア共産党	ジュガーノフ
⑰同上得票総数	8339345	7737431	30104589	15549182	21928468	7647820	9514554	8046886	13243550	
⑱同上得票率	15.51%	11.40%	40.31%	23.32%	29.21%	12.61%	13.69%	11.57%	17.72%	
⑲同上獲得議席数	40+24	50+1		64+9	40+12			57		
⑳全政党(候補者)に反対	2267963	1918151	1163921	2198667	1414673	2851958	2397140	制度廃止	同上	
(21)同上比率#g	4.22%	2.83%	4.88%	3.36%	1.90%	4.78%	3.48%	同上	同上	

(出所) 以下にとくに記すものをのぞき、ロシア中央選挙委員会ウェブサイトでアルヒーフより、<http://www.cikrf.ru/newsite/vib_arhiv/> (アクセス 2009年10月29日)。

#a 投票率は、有権者総数に対する投票用紙交付総数の割合、したがって交付された投票用紙を投票箱に投じなかった者も含む。

#b 投票総数に対する無効投票数の割合。

#c 投票用紙交付総数に対する抹消証明書による交付の割合。

#d 100%—(比例区議席獲得政党得票率+全政党に反対の比率)。

#e 有効投票総数に対する当該政党(候補者)の得票の割合。

#f 獲得議席数は比例区+一入区で表示。出所は下院ウェブサイト「下院百年」。

#g 有効投票総数に対する全政党(候補者)に反対の割合。

#h 有権者総数に対する投票総数の割合(筆者計算)。

#i 1993年の無効投票総数は以下のニュースサイトよりの概数。<<http://www.rian.ru/spravka/20070902/76143199.html>> (アクセス 2009年10月30日)

#j 筆者計算。

なってきたということになる。後述するように、プーチン時代には、政党制度および選挙制度自体が、その方向で修正されていったのである。大統領選挙候補者数の減少も同様に「新規参入阻止」という文脈でとらえることができる。

最後に得票結果をみると、プーチン与党（「統一ロシア党」/1999年は「統一党」）が三回の下院選挙でおおむね25%、35%、65%と着実に得票を伸ばしたことが確認できる³⁾。これに小選挙区を含めた議席占有率で見ると、16%、50%、70%という数値になる。エリツィン時代に野党が議会多数派を占めたことと比せば雲泥の相違である。これがプーチン体制安定のひとつの結果でもあり、また原因でもある。一方大統領選挙については、2000年までは一定の競争性が見られた。だが、2004年と2008年については、プーチンおよびメドヴェージェフがいずれも一回目でほぼ7割の票を得ており、信任投票という意味合いが強くなった。

メドヴェージェフは大統領候補者としては初めて5000万を超える票を獲得したが、得票率では2004年のプーチンよりほぼ1%低いという、いわば絶妙の結果となった。こうした結果を含め、ロシア国政選挙は、15年間10回の投票を経て、よく言えば制度的に安定化したものに、批判的に言えばダイナミズムに欠けたものになったのである。2007年-2008年の選挙はその到達点とみなしうる。以下、具体的にそれぞれについて検討しよう。

2. 下院（国家会議）選挙——2007年12月2日

(1) 下院選挙制度

1993年の最初の選挙から2003年の選挙まで、下院選挙制度の骨格は大きな変更なしに維持されてきた。すなわち、比例代表選出225名（議席獲得最低得票率5%）と選挙区（一人区）選出225名の混合制度であった。この間、「政党」要件の厳格化、「社会团体」の選挙出馬の禁止、出馬に必要な「署名」要件の変更、供託金制度の導入、比例議席獲得政党の優遇化（出馬署名の不

要)、選挙資金上限の引き上げなど——総じて（供託金制度を除けば）選挙への新規政党参入規制強化にかんする——修正があったものの、混合制度の骨格は維持されてきた。そしてその制度のもとで、プーチン与党は議席を伸ばしてきた⁴⁾。

ところが、2007年選挙は根本的に変更された制度のもとで実施されることとなった⁵⁾。第一に選挙区（一人区）選出が廃止され、比例制度のみで450名を選出することとなった（なお議員定数は憲法に定められており容易には変更できない）。プーチンがこの変更を公式に述べたのは、ベスラン・テロ事件後の拡大政府会議（地方首長を含む）の場であり、いわゆる「首長公選の廃止」とともに、テロ対抗策の一環としてこれを取り上げたのである⁶⁾。しかし実はプーチンは、二期目就任直前の2004年5月6日、中央選挙委員会メンバーとの非公開会合ですでに全面比例選出制への変更検討を求めていた⁷⁾。そしてこの案の主唱者の一人とされる選挙委員長ヴェシニャコフ（A. Veshnyakov）はその後全面比例制への移行を幾度も公言していたのである⁸⁾。

9月のプーチン発言を擁護する文脈で、大統領府副長官のスルコフ（V. Surkov）は、比例全面化が、政権与党よりも野党にとって利益となるものであり、高い代表性を確保し、複数政党制の発展を目指すものと述べていた⁹⁾。そしてこの見解がその後も比例全面化の正当化根拠とされた。だがこの制度変更を研究したモラスキーは、政党制発展という目的を認めつつ、一人区選出議員を通して地方政治勢力が影響力を行使するのを阻むという点に変更の主眼を見出している¹⁰⁾。その意味で、比例全面化は政党中央による議員に対する統制強化という側面を有していた。当選した議員の別の会派への移籍禁止規定（ただし会派から除名されたばあいは、無所属として議員に留まることは容認される）の導入も同様の文脈で捉えることができる。

なお、最終的な選挙法では、非党员についても、党大会の承認により政党のリストに掲載することが可能となった（ただし全候補者の半数を超えることはできないとされた）。これは、市民が憲法上有している国家権力機関へ

の「被選挙権」に配慮し、政党党員以外にも議員となる道を残すという趣旨の修正であった。同時に、これにより、プーチン大統領が「非党員」のまま、比例名簿のトップに掲載されるといういくらか戯画的な結果を許すことにもつながった（後述）。さらに、一人区廃止への補償として、地方代表的性質を維持するために、政党候補者リストを最大 80 までに地方分割して提示することが容認された。

第二の変更点として、比例区での議席獲得の最低得票率（いわゆる阻止条項）が 5% から 7% へと引き上げられた（ただし、最終的な選挙法では、7% を超える政党がひとつしか生じなかったばあい、および議席獲得政党の得票率合計が 60% 以下のばあいには、得票 7% に満たない政党にも議席を与えて、この両要件をクリアーさせることとなった）。この修正は 2002 年 12 月の下院選挙法改正により導入され、その実施が 2003 年 12 月の下院選挙より以降と規定されていたものであった¹¹⁾。

2005 年 5 月選挙法基本原則改正当時の中央選挙委員長ヴェシニャコフの言によれば、この修正は、社会に何の基盤も持たない小政党が、もっぱら政治家の野心により、多数作られるという「小児病」の治療方策であった¹²⁾。政党形成に必要な党員数の引き上げ（1 万人から 5 万人へ）、署名不備による失格要件の厳格化（不備容認率 25% から 5% へ）、「署名」か「供託金」か、どちらかの選択（これまでのように両方を提出して署名不備指摘に備えることができなくなった）、政党連合による統一リスト形成の禁止（合同による新政党形成に限定）、といった修正も、同様に、確固たる政党制を作るという文脈で説明されていた。

第三に、投票用紙から「全ての政党に反対」という項目が削除された。政府紙『ロシア新聞』はこの変更を、OSCE（欧州安保会議）提案に従ったものであり、欧州一般の基準に合わせたものと説明した¹³⁾。もっとも、2005 年 6 月に統一ロシア党が同項目の削除提案をしてから、2006 年 7 月に削除修正が成立するまで 1 年以上かかった¹⁴⁾。左派系の共産党と祖国党（ロージナ）の反対に加え、中央選挙委員会も結論を容易に出すことができなかった

ためである。その背景には削除によって「投票棄権」が増加するという危惧があった。2005年7月の時点では、中央選挙委員長ヴェシニャコフは「全ての政党に反対」という項目を、地方における不満の所在をしめす「リトマス紙」として残すと主張していた¹⁵⁾。

第四に、過去の選挙でしばしば問題となった候補資格取消について、投票日直前に形式面の不備を理由とした取消を行うことを禁じ、あわせて、取消根拠として「ブラックキャンペーン手法」（たとえばマスメディアでの一方的なネガティブキャンペーンの繰り返しなど）もしくは「過激主義」の二つのみを掲げることとした。もっとも、この根拠については、その曖昧さ、およびその結果としての野党系候補の排除を危惧する声があった（実際には、そうした例はほとんど見られなかった）。

以上が主だった修正点である。第四をのぞき、既成政党優位の体制を強化することで、安定的な政党制を構築しようとする意図を見出すことができる。その半面で、2003年の下院選挙以降（一部はそれ以前から）さかんに議論されてきたが実現しなかったものも多い。

第一に上院議員公選、第二に役職者（大統領・閣僚・知事など）の当選後辞退の禁止、第三に女性議員比率の向上（クォータ制導入）をあげることが出来る。かりにこれらの制度が導入されていれば、ロシアの選挙および政治空間はよりダイナミックな展開を見せていた可能性がある。しかし、まさにそれゆえにこそ、こうした方策は導入されなかったと見るべきであろう¹⁶⁾。

(2) 下院選挙プロセス

下院選挙投票日は、2007年9月2日の大統領令（公示は9月5日）により2007年12月2日と定められた。出馬意向の政党は9月15日から10月5日までの間に党大会を開催し、候補者リストを確定した後、10月17日までに中央選挙委員会に候補者リストその他の書類を提出することが必要であった。そして出馬を認められた政党はマスメディアを利用しての選挙運動を11月3日以降4週間行うことができた¹⁷⁾。

公示時点で登録されていた政党数は15であったが、最終的に11政党が出馬を認められることとなった¹⁸⁾。うち下院議席保持により署名も供託金も必要としない政党が3党(統一ロシア党, ロシア共産党, ロシア自民党), 供託金による登録が4党(ヤブロコ, 右派勢力同盟, 正義ロシア党, 愛国者ロシア党), 残り4党は署名による登録であった¹⁹⁾。9月半ばの〈世論フォンド〉による調査によれば, 国民の64%が投票参加の意向を示し, 政党支持については, 統一ロシア党36%(投票参加意向者中では48%), ロシア共産党7%(同9%), ロシア自民党6%(同7%), 正義ロシア党5%(同6%)という順であり, ヤブロコと右派勢力同盟はいずれも1%程度の支持に留まっていた²⁰⁾。

こうした中, 10月1日, 大統領プーチンは統一ロシア党の党大会に出席し, 自らが同党の候補者リストの筆頭に掲載されることを了承し, あわせて, 大統領退陣後に首相に就任する可能性についても肯定的な意向を示唆した(ただしプーチンは「大多数の市民同様に非党員に留まる」として入党要請を退けた)²¹⁾。この党大会は, あたかも米国の大統領候補者指名党大会を思わせるような熱狂的雰囲気であり²²⁾, そこでプーチンは自らが統一ロシア党創設に関与して来たことを誇り, 同党について「政治的安定と社会経済発展プログラムの実現」を保証する政党であると讃辞を送った²³⁾。大会二日目, 同党は当初予定していた3名の全国リスト筆頭掲載をとりやめ, プーチン一人に絞ることとした²⁴⁾。これにより, 今回の下院選挙は, 統一ロシア党最高評議会議長で, 下院議長でもあるグリズロフ(B. Glyzlov)が選挙後に率直に認めたように, 「大統領プーチンの路線に対する国民投票」という性格を帯びることとなったのである²⁵⁾。

党大会後, 10月半ばの〈世論フォンド〉調査では統一ロシア党への支持がさらに上昇し55%(投票意向者中では67%)となった²⁶⁾。すでに党員150万人に達しているといわれる同党への入党希望もさらに急増し, 党幹部会は一時的な入党受付停止を指示するほどとなった²⁷⁾。この一党優位情勢は, プーチン与党を同様に標榜している「正義ロシア党」に危機感を与え, 一部地域で同党による露骨な統一ロシア党批判を生むにいたった²⁸⁾。

選挙期間最後の日曜日にプーチン体制を全面否定する〈もう一つのロシア〉グループが集会を開催し、幹部を含めて約300名が一時的に拘束されるという事件が生じ、いくらか国際的な反響を呼び起こした²⁹⁾。また、選挙監視のあり方をめぐってロシアとOSCE機関とのあいだで大きな意見対立も生じた(後述)。しかし、総じていえば、選挙期間中に大きなスキャンダルは生じず、登録を取り消される政党もなかった(ただし、政党リスト掲載の候補者のうち数名が、国籍要件失格により、資格を取り消されるということがあった)³⁰⁾。

こうして結果がほぼ見えている中で、政府および選挙委員会は、いかに投票率を高めるかということに腐心することとなった。大統領府は携帯電話会社を通して、全利用者に投票を呼びかけるメールを流した。サンクトペテルブルグのある地域では投票所でくじ引き(賞品は冷蔵庫やDVDプレーヤーなど)の登録が組織された³¹⁾。シベリア連邦大学では、学生達に投票を「行政的に説得」するよう学部執行部に対して指示がなされた³²⁾。プーチン自身も、選挙最終盤の11月29日のニュースに登場し、次のように強く投票を訴えかけた。「達成されてきた発展のテンポと方向が自動的に維持されると考えないでもらいたい……それは我々全員の積極的市民的関与によってのみ維持されうるものだ。それゆえ私は統一ロシア党リストの筆頭掲載という決定を下した。まさにこのゆえに私は皆さんが12月2日の選挙に出かけ、統一ロシア党に投票することをお願いしたい。私はあなた方をあてにしており、またあなた方の支持を信じている」。ここには、大統領退任後のロシアの政治的安定と自らの権力基盤を統一ロシア党の政治的圧倒に求めようとするプーチンの姿勢が如実に示されていた³³⁾。

(3) 下院選挙結果

選挙結果の要点は表2の通りである。統一ロシア党の圧勝(315議席獲得)であり憲法改正発議に必要な三分の二の議席を単独で確保した。ロシア共産党(57議席)、ロシア自民党(40議席)、正義ロシア党(38議席)が一定の

表 2 2007 年下院選挙の予測と結果

	世論調査予測 9 月	世論調査予測 11 月 23-27 日	公式結果
投票率 #a	38.50%	53.40%	64%
ロシア共産党	18%	11.20%	11.57%
ロシア自由民主党	11%	8.70%	8.14%
正義ロシア党	7%	7.60%	7.74%
統一ロシア	55%	62.80%	64.30%

(出所) Denis Volkov, Aleksei Grazhdankin, 'Chto oznachaet skhodstvo i razlichie predvybornogo prognoza Levada-Tsentra i ofitsial'nykh rezul'tatov TSIK?', *Vestnik Obshchestvennaya mneniya—dannye. analiz. diskussii*, Analiticheskii Tsentr Yuriya Levady, 2[94], Mart-aprel' 2008, pp. 44-48.

#a 世論調査での投票率予測 = 「必ず投票する人の割合」 + 「多分投票する人の割合 × 1/2」である。

議席を獲得し、下院での複数政党制の形式が維持された（なお議席を獲得できなかった政党のなかで最多得票のロシア農業党の得票率は 2.3% であり、最低得票率の 5% から 7% への引き上げはこの選挙では結果的に意味を有さなかった）。この結果は、レヴァダ・センターをはじめとする各世論調査機関の選挙予測とほぼ合致していた。

レヴァダ・センターの予測と結果を比較すると、唯一、投票率のみが有意の変化を示しており、そこには最終盤での投票呼びかけの効果が表れていた。中央選挙委員会副委員長ヴァヴィロフ (S. Vavilov) は、代表率（議席に反映された投票数の割合）と投票率が前回下院選挙よりも大きく上がったことを選挙の総括として強調した。すなわち、それぞれが 91.75%（前回は 70.65%）と 63.78%（同 55.75%）となった。とくに投票率について、副委員長はその高さを再三誇り、ポーランド議会選挙（53.95%）や EU 議会選挙（45.78%）を凌いだことを指摘した。ヴァヴィロフ副委員長の言によれば、先進国には投票を義務化している国もあるが「わが国では任意である。しかし投票率はひじょうに高かった」のである³⁴⁾。もっとも、地方別に見た場合、全国得票率を下回る地方が 85 のうち 51（うち 25 地方が 60% 未満）という結果でありややバラツキを見せていた。とくにモスクワ市（55.36% = 低い方から 11 番目）およびサンクトペテルブルグ市（51.66% = 全国最低）

という両首都の低さが顕著であった³⁵⁾。

各地方別に見た場合、まず、表3Aおよび表4Aに明らかなように、北カフカース地域の諸共和国を中心に投票率および統一ロシア党得票率がいずれも90%を超える地方の存在がある。高投票率地域と統一ロシア党高得票率地域のベスト5はまったく同一である（トップのチェチェン共和国は投票率および統一ロシア党得票率のいずれも99%を超えている）。これは以前から見られ、かつ問題とされてきた現象である³⁶⁾。さらに表3Bおよび表4Bに、投票率および統一ロシア党得票率の低い地方が示されている（両首都と北西地域都市での支持が低い）。統一ロシア党以外の政党については、ロシア共産党はかつてほどではないが、モスクワを取り囲む農業地域（赤い帯といわれた）での支持が高い。またロシア自民党も従来通り、極東および東シベリアの国境地域で高い支持を得ていた³⁷⁾。

なお、選挙直後の世論調査による社会集団別の政党選挙運動評価動向を表5に見ることができる（質問内容はダイレクトな政党支持を問うものではない。また実質未回答者がほぼ半数に及んでいる。このためそれほど明確な検

表3A 下院選挙での高投票率地域ベスト5

[全国63.78%]

①チェチェン共和国	99.50%
②イングーシ共和国	98.35%
③カバルディノ＝バルカル共和国	96.70%
④モルドヴィヤ共和国	94.53%
⑤カラチャエヴォ＝チェルケシヤ共和国	92.44%

(出所) *Kommersant Vlast*, 2007, No. 46 (10 December 2007), p. 22.

表3B 下院選挙での低投票率地域ワースト5

[全国63.78%]

①サンクトペテルブルグ市	51.66%
②サマラ州	52.08%
③レニングラード州	53.63%
④ヤロスラヴリ州	54.48%
⑤ヤマロ＝ネネツ自治管区	54.68%
⑨モスクワ市	55.36%

(出所) 表3Aに同じ。

討材料となりにくい)。統一ロシア党が低所得層、中等教育未満の学歴層を含めて、全国民の評価をほぼまんべんなく得ていることが分かる(投票結果通りモスクワでの評価は低い)。また従来通り、ロシア自民党評価は男性・若年層で高く、共産党評価が年輩層・村落居住者の間で高かった。

表 4A 統一ロシア党高得票率ベスト 5

[全国 64.30%]

①チェチェン共和国	99.36%
②イングーシ共和国	98.72%
③カバルディノ = バルカル共和国	96.12%
④モルドヴィヤ共和国	93.41%
⑤カラチャエヴォ = チェルケシヤ共和国	92.90%

(出所) 表 3A に同じ。

表 4B 統一ロシア党低得票率ワースト 5

[全国 64.30%]

①ネネツ自治管区	48.78%
②サンクトペテルブルグ市	50.33%
③ヤロスラヴリ州	53.17%
④スモレンスク州	53.92%
⑤モスクワ市	54.13%

(出所) 表 3A に同じ。

表 5 下院選挙政党評価と社会集団

(質問「どの政党の選挙運動が最も気に入ったか」に対する回答の割合 (%))。

	性別	年齢			学歴				収入 #a			居住地						
		男	女	18 35	36 54	55 以上	中 等 未 了	中 等 普 通	中 等 専 門	高 等	低	中	高	モ ス ク ワ	大 都 市	中 都 市	小 都 市	村
全体	100	46	54	37	36	28	12	35	35	18	18	29	26	8	12	16	38	26
統一ロシア党	29	25	33	29	27	31	32	38	30	28	32	30	30	22	32	31	28	31
ロシア共産党	5	6	4	2	5	9	6	6	54	5	7	6	5	1	4	4	5	6
ロシア自民党	5	8	3	7	5	4	5	6	4	6	5	5	5	5	3	7	6	4
正義ロシア党	7	5	9	4	8	9	6	6	7	8	8	8	7	8	6	6	8	7
回答困難	17	18	16	16	17	18	15	14	19	21	14	16	17	28	22	15	19	10
運動に関心なし	33	36	32	40	33	25	33	38	33	37	33	32	33	32	29	35	32	38

(出所) 世論フォンドウェブページ <<http://bd.fom.ru/report/map/projects/dominant/dom0749/d074924>>
(アクセス 2008 年 2 月 1 日)

#a 収入は月収。低=2500ルーブル(約1万円)以下、中=4500ルーブル(約1万8000円)まで、高は4501ルーブル以上。

いずれにせよ、政権にとってはおおむね予想通りの成果を収めたといえる。プーチンは投票日の翌日、モスクワ州の航空機工場を訪問したさいに、統一ロシア党への期待が勝利の背後にあるとしたうえで、「私はこの党のリストの筆頭におかれた。それゆえ、この結果は明らかに有権者の信任の結果である」と誇り、統一ロシア党勝利が自身の勝利であるという認識を示した³⁸⁾。

(4) 下院選挙の不備ないし不正をめぐる議論

① OSCE 選挙監視団の不参加

2007年の下院選挙では、それまで国際的なロシア選挙監視の中枢を担ってきたOSCE/ODIHR（欧州安保協力会議/民主制度人權事務局）の不参加という事態が生じた³⁹⁾。2007年9月、ロシアはOSCE本部に対して、選挙監視規模の縮小と選挙直後の監視報告公表を禁じるよう求める提案を、他の6カ国（アルメニア、ベラルーシ、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタン）と共に行った。あわせて今回の選挙については外国監視員数を400名（うちODIHR割り当ては70名）とする意向を表明した。2003年に1200名（うちODIHR割り当て400名）を受け入れてきたところからすれば、大幅な縮小であった⁴⁰⁾。

これとともにロシア中央選挙委員会は、2003年下院選挙では公示日直後に発行していた招聘状を、政党登録終了後まで延ばし、10月末に送ることとした⁴¹⁾。ロシア選挙委員会メンバー、フョードロフ（I. Fyodorov）は、ロシアでは民主的な選挙制度が確立しており、「アフリカやコンボ」のような扱いは不要と主張した⁴²⁾。

これに対して、ODIHRは期間と規模の短縮により十分な監視ができなくなるという危惧を表明した⁴³⁾。だが11月7日の報道では、監視団派遣の意向を示していた⁴⁴⁾。ところが、11月12日、OSCE事務局は、ロシア側のビザ発行手続きの遅れを指摘し、ついに11月16日に至り、派遣断念が表明されることとなった。当時、第一副首相を務めていたメドヴェージェフは、OSCEの決定を誤りであるとし、「あらかじめ準備されていたように見える」

と批判した⁴⁵⁾。こうして今回の下院選挙では過去と同じような規模での国際的選挙監視は行われなかった。ただし欧州議会連合からは小規模の監視団が派遣され、上海協力機構、CIS、日本なども監視に参加した⁴⁶⁾。

②有権者数をめぐる議論

今回の下院選挙時の有権者数は1億0900万人を超え、2003年下院選挙時を約24万に上回る事となった(論文冒頭表1参照)。ところがこの期間に成人人口は減少しており、この不整合が『ヴェドモスチ』紙により指摘された。同紙によれば、ロシア統計局データ上の成人人口は2003年初頭から2007年初頭にかけて1900万人減少した。ところが同じ期間に有権者人口は200万人しか減少していないというのであった⁴⁷⁾。この問題は、下院選挙の時点ではそれほど大きな議論にはならなかったが大統領選挙において再燃することとなる(後述)。

③登録抹消証明書による投票と複数回投票をめぐる議論

今回の下院選挙では、「登録抹消証明書」による投票用紙交付が約117万と過去最高になった。前回下院選挙の57万に比べて2倍、2004年大統領選挙時と比べても1.4倍という数字であった(表1参照)。そしてこれが「同一人による複数回投票」の手段とされているのではないかという議論が起きた。

これにかんしては、実際に選挙監視を行った上野が詳細な説明を行っている。それによれば、有権者が本来登録されている投票所以外で投票する場合には、「本来投票すべき投票所の選挙人名簿から自身の氏名を抹消し、そのことを証明する登録証明書の交付を受けておく必要がある。」「登録抹消証明書を持った選挙人は、任意の投票所に行き、登録抹消証明書を提示し……、身分証明書を提示し……、署名して、投票用紙が交付される」。この登録抹消証明書の複製は極めて困難であり、かつ、交付と投票のさいに氏名の記録が残るので、「あとで調べれば二重投票は簡単にばれてしまう」のである。したがって欧米の報道でとりあげられる重複投票は実際にはかなり難しい、というのが上野の結論である⁴⁸⁾。

一方、プーチン体制に批判的な『ノーヴァヤ・ガゼータ』紙は記者自身が複数投票を行ったという記事を掲載していた。この記事は、モスクワ州および隣接地住民が「登録抹消証明書」なしにモスクワ市で投票が可能になっている、という反対派活動家の主張を記者達が自ら試すことにしたという一節から始まる。記者達は、投票日前日の12月1日にモスクワ市中央の第12投票所に向かった。そこで、自分たちはヤロスラヴリ出身のスポーツ選手であり、モスクワでの試合にやってきた、そして〈青年ロシア〉〔統一ロシア党の青年組織〕の活動員であると述べた。さらに自分たちは、登録抹消証明書を受領できなかったが、スポーツのために貢献してくれた支持政党にぜひ投票したい、と説明した。すると投票所管理員は「例外措置をとろう」と述べ、「選挙人名簿への記入を求める申告書」なるものを渡された。記者はそれに氏名、身分証明書番号等を記載し、署名して提出した。

翌日（投票日）、記者達はその投票所で投票を行おうとした。すると監視員の一人が「登録抹消証明書」および「滞在登録書」の提示を求めようとした。ところが管理責任者はそれを無視して、投票箱に向かうよう指示し、記者達は無事に投票を終えた。その後、記者の一人は本来の登録地の投票所で投票を済ませ、二回投票に成功した。さらに、別の投票所に行って、「スポーツ選手・青年活動員」の話を再び持ち出した。だが、その投票所は狭く監視員の数が多く、すべてが管理されていた。そのため、正規の手続きに従いトヴェルスク通りの中央電信所の特別投票所に向かうよう指示された、というのである⁴⁹。

この記事の真偽を確かめる方法はない。投票所管理者の対応により、複数回投票がまったく不可能ではないのかもしれない。しかし、上野のいうように、それほど容易に（つまり大量に）複数回投票を行えないことは、この記事の後半部分から見ても、明らかなのである⁵⁰。

一方、複数回投票のためではなく、特定地域での投票率（間接的には「統一ロシア党」の得票率）を引き上げるために「登録抹消証明書」が利用されているという事例はかなり多数報告されている。同じ『ノーヴァヤ・ガゼー

タ』紙によれば、いくつかの地域で、国有企業、軍部隊、大学、一部の民間企業などの幹部達が、部下や学生達に対して、「登録抹消証明書」を取得し、当該地域で投票するよう指示が出されたという。さらに一部地域（サマラ、ノヴゴロド、レニングラード州など）ではこの証明書の集積所が設けられ、そこで「登録抹消証明書」が記載の有無を問わず、平均 1000 ルーブル（約 4000 円）で引き取られていたという。またトゥーラ州では、証明書用紙が不足し、正式にそれを得ようとして得られなかった有権者（共産党党员）が抗議したという事例も見られた⁵¹⁾。

選挙監視 NGO 団体『ゴーロス』の報告書でも同様の事例が伝えられている。たとえばクラスノダール市のスラヴ教育大学では、市外出身の学生に対して、投票日前に特別休暇が与えられ、登録抹消証明書を取得するよう指示が出された。学生は、取得した証明書のコピーを提出するよう義務づけられており、提出後、市内のどの投票所で投票すべきかの指示を受けることとなっていた。また、モスクワ市のオトラドノエ地区第 74 学校の生徒の親たちも、登録抹消証明書を取得し、指示された投票所で投票するよう促され、指示に従わなかった場合、子供の成績に影響するかなのような説明がなされたという⁵²⁾。こうした事例は、「登録抹消証明書」の大量発行とその背景事情をある程度説明しているように思える⁵³⁾。

④ マスメディアの与党偏重報道をめぐる議論

マスメディアが現職候補者あるいは与党中心の報道を行うことはどの国においても見られることであり、ある程度はやむを得ないことでもある。ただし、プーチン政権下のロシアでは、主要全国ネットテレビ局三局がいずれも政府の強い影響下にあるという事情もあり、この偏重報道問題が選挙のたびに議論の的となってきた。今回もほぼ同様であった。いくらか具体例を確認しておこう。

選挙監視 NGO 〈ゴーロス〉によれば、監視員による違反確認報告（選挙運動期間中）のうち 46% が「マスメディアにおける特定政党の高い露出」であった。10 月 1 日から 26 日までの「第一チャンネル（政府系放送局）」

のプライムタイム・ニュースでの直接もしくは間接言及の割合は、大統領(41.5%)、政府(35.1%)、統一ロシア党(16.5%)、正義ロシア党(1.2%)、ロシア自民党(0.9%)といった順であった。また、政党名の直接言及の割合でも、統一ロシア党(27.62%)、ロシア自民党(20.02%)、ロシア共産党(16.32%)、正義ロシア党(11.25%)の順であった⁵⁴⁾。また『モスクワ・タイムズ』紙(英字紙)によれば、10月1日から11月22日までの期間、政党関連報道の60%を統一ロシア党が占めていた⁵⁵⁾。その一方で、統一ロシア党は政党間の討論には参加しなかった。そしてその討論は、プライム・タイムではなく、早朝もしくは昼間前後に放映された⁵⁶⁾。

プーチンが統一ロシア党リストの筆頭に掲載されたことにより、プーチンの言動報道も大きな問題となった。具体的には11月13日のクラスノヤルスク訪問(統一ロシア党リストの筆頭掲載を承知した理由を説明)、11月21日モスクワ・ルジニキスタジアムでの集会での演説が詳細に報道された。これに対してリベラル系政党は、大統領が選挙休暇をとることなく何度もテレビニュースを通して政党支持を表明するのは選挙法違反であると主張し、リストからのプーチン排除を求めたが、中央選挙委員会はプーチンの言動を大統領活動の一環として問題なしとした。また最高裁判所も訴えを退けた。この間、リベラル系の右派勢力同盟を正面から取り上げたのは、ラジオ局『モスクワのこだま』、ごくまれにRENTV局(大都市中心の放送局)、そしてインターネットのみであった。プーチンは11月29日再びテレビに登場し、統一ロシア党への投票呼びかけた(前述)。第一チャンネルはこれを昼のトップニュースで報道した(その直後に自民党議長ジリノフスキー演説も紹介した)。ロシアテレビも同様であった(午後2時に急遽共産党議長ジュガーノフを登場させた)。独立テレビはプーチン発言のみしか報道しなかった⁵⁷⁾。

⑤ 当選者辞退問題をめぐる議論

統一ロシア党では当選者315人のうち、3分の1近い101名が当選を辞退することとなった。これは正義ロシア党(辞退者9名)、ロシア共産党(同4名)、ロシア自民党(同2名)に比して、異常に高い数字であった。具体

的には、大統領プーチンを初めとして、緊急事態相ショイグ、チェチェン大統領カディオフ、タタールスタン大統領シャイミエフ、沿海地方知事ダークキンなどが当選を辞退し、名簿下位の候補者が繰り上げ当選となった⁵⁸⁾。辞退した候補者達は当初より下院議員に就任する意向はなく、たんに各地域での得票を増すために、名前を連ねていたのである。選挙監視 NGO 団体〈ゴロス〉は、この「機関車方式」は、下院選挙を形骸化させるおそれがあるとして批判していた⁵⁹⁾。

以上を総じて、少数ながら監視に参加した OSCE 議会連合監視団団長は、政党と国家の融合、プーチンと統一ロシア党へのマスメディアの偏重対応を批判した。また、欧州議会連合監視団団長は、現職大統領が議会選挙に出馬した先例を知らないとし、「もしもロシアに管理された民主主義があるのだとすれば、これは管理された選挙」だったとコメントした⁶⁰⁾。一方、上海協力機構監視団長は、今回の選挙について、技術的不備がいくらかあったことを排除しないとしつつ、「正当性を有し、自由、かつオープンなものであり、全体としてロシア国内法規および国際的義務に合致したものであった」と評価した⁶¹⁾。

3. 大統領選挙——2008年3月2日

(1) 大統領選挙制度

ロシアの大統領選挙制度は、下院選挙制度に比べれば（あるいは米国の大統領選挙制度に比べれば）、比較的単純である。1991年（ソ連時代）の最初の選挙以来、投票総数の過半数の票を得た者が当選する（そうした候補者がいない場合は上位2名での決選投票となる）というフランス同様の仕組みが採用されてきた⁶²⁾。

ただし2008年の選挙ではいくつか変更が加えられた。第一に、選挙成立のために有権者の半分以上の参加が必要という条件がなくなった。第二に、下院選挙同様に、「全候補に反対」の項目がなくなった（これに伴い第1位

の候補者得票よりも「全候補に反対」の票が多いばあい選挙不成立という規定もなくなった。第三に——最も大きな変更点であるが——直近の下院選挙（すなわち2007年の下院選挙）で議席を獲得した政党は、署名を集めることなしに候補者を擁立することが可能となった。それ以外（下院に議席をもたない政党による擁立もしくは個人の立候補）の場合、200万以上の署名を集めなければならず、その署名の不備が（下院選挙同様に）5%を超えたばあいは候補者登録を拒否されることとなった。第四に、候補者の選挙資金上限が2億5000万ルーブルから4億ルーブル（約15億円）までに引き上げられた⁶³⁾。総じて、下院選挙制度と同じく、既成政党支持候補を優先し、新規参入を制限することで、選挙における混乱要因を減じようとしたものと解釈できる。

(2) 大統領選挙プロセス

大統領選挙投票日は、2007年11月26日の上院（連邦会議）決定（11月28日公示）により、2008年3月2日と定められた⁶⁴⁾。立候補受付は11月28日に開始され（受付締切は個人の場合12月18日、政党推薦の場合12月23日）、候補予定者は1月16日までに中央選挙委員会に書類を提出し、1月27日までにすべての候補者が確定され、2月2日からマスメディアでの宣伝が開始されるという日程であった⁶⁵⁾。任期満了に伴う選挙日が確定したことにより、現職大統領のプーチンが早期辞任した場合、今回の選挙に出馬できるという奇妙な解釈を上院議長ミローノフが披露していたが、もはやプーチンの退陣は既定事実となっており、焦点はプーチンが誰を後継者に指名するかということにあった⁶⁶⁾。

下院選挙後の12月8日、中央選挙委員長チウロフは、大統領選挙立候補者の申請がすでに約20件提出されていることを明らかにしていた⁶⁷⁾。こうした中、12月10日午後、クレムリンのプーチン執務室へ、第一副首相メドヴェージェフと共に4政党（統一ロシア党、正義ロシア党、ロシア農業党、市民の勢力）の代表が訪れ、大統領選挙でメドヴェージェフを擁立するとい

う提案を説明した。プーチンは、4政党が「ロシア社会の広範な階層に依拠し、様々の住民グループの利益を代表する」ゆえに、大統領選挙後に「強固な政権が形成されるチャンスがある」と指摘した。そして、メドヴェージェフについて、「17年以上も彼と知己であり、この数年間、一緒に働いてきた。それゆえ、この選択を全面的に支持する」として擁立を了解した⁶⁸⁾。翌11日メドヴェージェフは テレビ演説で自ら大統領選挙に備える決意を語り、あわせて、選挙に勝利した場合、プーチンに対して首相就任を依頼する旨を明らかにした⁶⁹⁾。17日、統一ロシア党大会に出席したプーチンは、「もしもロシアの市民がメドヴェージェフに対して信頼を示し、彼を大統領に選んだならば、政府の長となる用意がある」と応じた。ここにロシアメディアが「タンデム（二人乗り自転車）」と呼ぶことになる政治体制の出現が明らかとなった。党大会は478名の賛成（1名の反対）により、大統領選挙候補者としてメドヴェージェフを（他の3政党と共に）擁立することを承認した⁷⁰⁾。メドヴェージェフ陣営は翌2008年1月14日に書類を提出し、1月21日正式にメドヴェージェフは候補者として登録された⁷¹⁾。

他に出馬書類を提出した候補者は、先のチウロフ委員長発言時より少し減り、14名であった。そのうち、自民党議長ジリノフスキーと共産党議長ジュガーノフは、いずれも下院議席を獲得している政党による擁立候補として2007年12月26日に正式に登録された。さらに2008年1月24日にはロシア民主党という小政党の党首ボグダーノフが、署名による立候補者として登録された。残る11名のうち、9名については、2007年12月19日より22日までの間に、書類不備・虚偽記載、居住要件等を理由として、登録を拒否された⁷²⁾。さらに12月26日、登録手続きを進めていたリベラル派の右派勢力同盟の指導者ネムツォフ（B. Nemtsov）が「候補者間に宣伝の平等可能性がない」ことを理由に出馬をとりやめた⁷³⁾。最後まで残っていたカシヤノフ（M. Kas'yanov）——元首相でリベラル系反対派に転じていた人物——については、提出された署名のうち、不備が13.36%に達していたことを理由として2008年1月27日に登録拒否の決定がなされた⁷⁴⁾。

こうして大統領選挙は4名の候補者間で争われることとなった。しかし1月末の世論調査ですでにメドヴェージェフの圧勝が予測されていた。すなわち1位メドヴェージェフ74.8%、2位ジュガーノフ12.8%、3位ジリノフスキー11.5%、そして4位ボグダーノフ0.9%と、のちの実際の投票結果にほぼ近い数字が示されていた（なお、もしカシヤノフが出馬できていた場合の予測は0.8%であった⁷⁵⁾。したがって選挙の焦点は、下院選挙同様に、勝敗ではなく、どのくらいの投票率と支持率が得られるかという数字の問題に絞られることとなった。

メドヴェージェフは、第一副首相としての仕事を優先させるとして、選挙休暇をとらなかつた。唯一、選挙終盤の2月27日のみに選挙休暇を取り、ニジニノヴゴロドに赴き、選挙民の相談受付所で面談を行った⁷⁶⁾。また、他の候補者とのテレビでの公開討論を拒否した（なお、過去の大統領選挙での勝者、すなわちエリツィンもプーチンも、一度もテレビでの候補者間の公開討論には参加していない⁷⁷⁾。

その一方でメドヴェージェフは、この間、ブルガリア（2008年1月18日／プーチンに同行）、セルビアおよびハンガリー（2月25日／ガスパイプライン交渉）を訪問した⁷⁸⁾。また国内ではヴォルゴグラード、ノヴォシヴィルスク、ムルマンスク、バシコルトスタン、サハ、ハバロフスクほか18地方を歴訪した⁷⁹⁾。そうした訪問はむろん第一副首相の活動として詳細にニュースで報道された。この間、メドヴェージェフの選挙用ウェブサイトは、産業家企業家同盟による支持、全国教員大会による支持などを報じていた⁸⁰⁾。さらにメドヴェージェフは、2月15日、クラスノヤルスクでの経済フォーラムにおいて、従来からの持論である法ニヒリズム批判を繰り返したのち、「不自由より自由が良い」という原理こそが政策の基礎にあるべきだと主張した⁸¹⁾。こうしたところから、メドヴェージェフ大統領就任後の「雪解け」を期待する論調も登場した⁸²⁾。さらには、これまでプーチン体制を酷評してきた国際NGO団体「国境なき記者団」がメドヴェージェフへの期待を表明した公開書簡を発表するような事態も生じた⁸³⁾。

プーチン体制へのごく一部の全面的な反対派による選挙ボイコット論などがあったものの、選挙運動期間は総じてほぼ平穩に（ある意味では退屈に）過ぎた⁸⁴⁾。選挙終盤の世論調査でもメドヴェージェフの圧倒的優位に変わりはなかった（表6）。各地方の選挙委員会および地方政府は、下院選挙同様に、あらゆる手段を用いて、投票率引き上げに努めた⁸⁵⁾。

(3) 大統領選挙結果

選挙結果の要点は表6の通りである。前回（2004年）のプーチン再選時と比して、投票率が約5%上がり、メドヴェージェフ得票率はプーチン得票率より約1%下がった（冒頭表1参照）。投票終了後、クレムリン赤の広場でコンサートが開催され、雪と風の中を2万人以上の若者が来場した。幕間にプーチンと共に登場したメドヴェージェフは、自らに投票した者、また他の候補者に投票した者に等しく謝意を表明し、「大統領プーチンがこれまで示したコースを維持できる」と強調した⁸⁶⁾。

選挙終了後の記者会見で、天候があまり良くなかったにもかかわらず高い投票率となった理由を尋ねられた中央選挙委員長チウロフは、「多くの人々の努力の結果である」として、各地選挙委員会およびマスメディアによる広報が行き届いたことをあげた⁸⁷⁾。地方別に見れば、全国平均投票率を下回る地方は83のうち48であり、ほぼ下院選挙同様であったが、投票率

表6 2008年大統領選挙①——世論調査予測と公式結果

調査主体	VTsIOM	世論フォンド	公式結果	
	2月22日	2月23-24日	(率)	(実数)
投票率	69.7%	69.0%	69.81%	74849264
メドヴェージェフ	72.9%	70.0%	70.28%	52530712
ジュガーノフ	15.0%	15.8%	17.72%	13243550
ジリノフスキー	10.9%	12.4%	9.35%	6988510
ボグダーノフ	1.1%	0.7%	1.30%	968344

(出所) VTsIOM (全ロシア世論調査センター) のデータは、*Kommersant, Vlast'*, 2008, No. 8 (3 March 2008), p. 20. 世論フォンドのデータは、同フォンド・ウェブサイトより、<http://bd.fom.ru/report/cat/prognozitog> (アクセス 2009年11月6日)。
なお、投票率は2月21日調査での予測。

60%に満たない地方は11となり、バラツキ度は小さくなった。下院選挙同様に（そして2004年の大統領選挙同様に）、北カフカースの共和国地域で9割を越す得票率が見られた。一方、下院選挙で低投票率ワースト1位であったサンクトペテルブルグ市は68.33%、モスクワ市も66.30%と、ほぼ平均の数字となった。

メドヴェージェフの地方別の得票率については、西シベリア北方から南部カザフスタン国境にかけて、やや低い地域が見られる（表8B参照）。さらに、『コメルサント・プラスチ』誌が、2007年下院選挙での統一ロシア党得票率とメドヴェージェフ得票率を比較した興味深いデータを計算している（表9Aおよび表9B）。同誌は、両首都でのメドヴェージェフ優勢を、リベラル傾向への期待と結びつけて解釈している。一方、メドヴェージェフ劣勢（統一ロシア党得票と比べて）地域については、首長（共和国大統領もしくは知事）の名前が統一ロシア党地方名簿のトップに掲載されている下院選挙のほうにいくらか強い熱意が現地で見られたと解釈できるかもしれない⁸⁸⁾。

表7A 大統領選挙での高投票率地域ベスト5

全国	69.81%
①モルドヴィヤ共和国	92.89%
②イングーシ共和国	92.32%
③カラチャエヴォ=チェルケシヤ共和国	92.20%
④ヤマロ=ネネツ自治管区	91.96%
⑤チェチェン共和国	91.20%

（出所）*Kommersant Vlast'*, 2008, No. 9 (10 March 2008), p. 20.

表7B 大統領選挙での低投票率地域ワースト5

全国	69.81%
①イワノヴォ州	53.05%
②サハリン州	54.98%
③ウラジーミル州	55.69%
④カレリヤ共和国	55.77%
⑤ベルミ地方	55.78%

（出所）表7Aと同じ。

表 8A メドヴェージェフ高得票率地域ベスト 5

全国	70.28%
①ダゲスタン共和国	91.92%
②イングーシ共和国	91.66%
③カラチャエヴォ=チェルケシヤ共和国	90.35%
④モルドヴィヤ共和国	90.31%
⑤トッパ共和国	89.32%
(⑦)チェチェン共和国	88.7%

(出所) 表 7A に同じ。

表 8B メドヴェージェフ低得票率地域ワースト 5

	メドヴェージェフ	ジュガーノフ	ジリノフスキー
全国	70.28%	17.72%	9.35%
①スモレンスク州	59.26%	24.54%	13.31%
②ハカシヤ共和国	60.47%	22.79%	13.86%
③アルタイ地方	60.35%	23.28%	13.95%
④オレンブルグ州	60.81%	26.30%	10.80%
⑤リャザン州	60.82%	24.23%	12.04%

(出所) 表 7A に同じ。

表 9A メドヴェージェフ得票優勢地域 (得票率とその差)

	メドヴェージェフ	統一ロシア党	差
①サクトベテルブルグ市	72.27	50.33	21.94
②キーロフ州	76.29	55.38	20.91
③モスクワ市	71.52	54.13	17.39
④アストラハン州	75.28	58.00	17.28
⑤ブスコフ州	70.16	56.73	13.43

(出所) *Kommersant Vlast'*, 2008, No. 9 (10 March 2008), p. 18.

表 9B 統一ロシア党得票優勢地域 (得票率とその差)

	メドヴェージェフ	統一ロシア党	差
①チェチェン共和国	88.70	99.36	10.66
②カバルディノ=バルカル共和国	88.80	96.12	7.32
③イングーシ共和国	91.66	98.72	7.06
④ケメロヴォ州	70.51	76.82	6.31
⑤アムール州	63.62	69.75	6.13

(出所) 表 9A に同じ。

下院選挙と同じく、選挙直後の世論調査による社会階層別の支持動向を表10に見ることができる。ただし、下院選挙後の調査と異なり、ここでは「大統領選挙であなたは誰に投票したか」という、より直接的な質問への回答となっている。メドヴェージェフ支持については、女性・年輩者・村においてやや高く、逆に男性・若者・大都市でやや低いという傾向を見て取れる。ただし、このことと上述のリベラル傾向への期待とをどう整合的に理解できるか、各社会集団の投票率も考慮しつつ、なお慎重な検討が必要である。

投票終了後の、上述の赤の広場コンサートで、メドヴェージェフに続いて登壇したプーチンは以下のように述べた。「我々の候補が確実に勝利しつつある。皆さん有難う。本日投票所に足を運んだすべてのロシア市民の皆さん有難う。これは我々が民主国家に生きていることを物語っている。」「大統領選挙と下院選挙は、わが国の憲法に厳密に従い、また法で規定された日程にそって実施された。メドヴェージェフ、おめでとう。成功を祈る。」⁸⁹⁾。ここには、権力継承を、秩序立って、合法的に、しかも自らの企図通りに成し遂げたというプーチンの安堵感が窺える。一方メドヴェージェフは、この数時間後の記者会見で、大統領と首相の権限にかんして、それが憲法と法令により定まっているものであり、「誰もそれを変更することを提案していない」として、「大統領にはその独自の権限があり、首相にも独自の権限がある」と説明した⁹⁰⁾。大統領選挙は確かに無事に終了した。だが、そのことにより今後のロシアの権力の所在と態様が明確になったというわけでは必ずしもなかった。

(4) 大統領選挙における不備ないし不正をめぐる議論

① OSCE 選挙監視団の不参加

大統領選挙においても、下院選挙時と似たような経緯を経て OSCE/ODIHR は選挙監視不参加を決定した。まずロシア中央選挙委員会が、下院選挙時と同規模 400 名の外国監視員数を設定し、ODIHR には 70 名を割り当てた。あわせて監視期間については、下院選挙時よりさらに短く、2月28

表 10 大統領選挙 2008 年投票動向と社会集団

(質問「大統領選挙で誰に投票したか」に対する回答の割合 (%))

	性別		年齢			学歴				収入 #a			居住地				
	男	女	18 — 35	36 — 54	55 — 以上	中 等 未 了	中 等 普 通	中 等 専 門	高 等	低	中	高	モ ス ク ワ	大 都 市	中 都 市	小 都 市	村
全体	47	53	36	37	27	12	35	35	18	28	29	29	8	12	17	37	25
メドヴェージェフ	41	55	42	49	56	50	45	51	48	51	51	47	43	41	46	49	56
ジュガーノフ	11	10	3	10	22	16	10	9	12	10	16	9	8	11	11	11	12
ジリノフスキ	7	4	8	7	3	5	8	6	5	8	6	6	4	9	8	6	7
ボグダノフ	0	1	1	0	0	0	1	1	0	0	1	1	1	0	1	1	0
投票用紙破棄	1	1	1	2	0	1	1	1	1	1	1	2	1	1	2	1	1
回答困難	2	2	1	2	2	2	1	1	4	1	2	2	2	2	2	2	1

(出所) 世論フォンド・ウエブサイト <<http://bd.fom.ru/report/map/dominant/dom0811/0081121>> (アクセス 2008 年 3 月 14 日)。

#a 収入は月収。低 = 3000 ルーブル (約 1 万 2000 円) 以下、中 = 5000 ルーブル (約 2 万円) まで、高は 5001 ルーブル以上。

日（投票日3日前）より、という日程を決定した。これに対して ODIHR は3週間以上前の入国が認められれば監視を行うという対案を提示した。これを受けて、ロシア中央選挙委員会は、2月5日に、やや複雑な返答を行った。すなわち、ODIHR への割当数を75名とし、うち5名は即座に受け入れ、さらに20名は2月8日より受け入れ、残る50名は2月20日より受け入れるとする案で応じた。そこで ODIHR 側は、50名についても2月15日より、とするよう求めたが、ロシア側はこれを拒否し、交渉が決裂したのである⁹¹⁾。

この対立の背景には、すでに4年にも及ぶロシアと OSCE との意見衝突があった。とりわけ、2004年のウクライナのいわゆるオレンジ革命にさいして両者の対立は激化し、プーチンは OSCE による監視活動が「不適當であり、かつ傾向的」と正面から非難したほどであった⁹²⁾。その一方で、ロシア側には、OSCE/ODIHR の監視参加により、選挙に大きな欠陥がないという報告を得られれば、国際的正当性を高められるという思惑もあった（そして、短期間の表面的監視であれば、大きな欠陥を指摘されることはないという自信もあったものと思える）。逆に ODIHR 側は、ロシアの選挙にいわば「お墨付き」を与えることを望まず、ある程度欠陥を摘発できる条件（ないし環境）を求めようとしていたと言えよう。かくして交渉の決裂はほぼ不可避であった。ただしロシアは、下院選挙同様、欧州議会連合、上海協力機構、CIS、日本からの監視団を受け入れた⁹³⁾。

②有権者数をめぐる議論

下院選挙時に増加していた有権者数が大統領選挙では190万人減ることとなった。この問題を以前から追っていた『ヴェドモスチ』紙は、選挙直後即座にこの奇怪さを指摘した。それによれば、そもそも下院選挙前の2007年7月に、有権者増加を指摘されたさい、中央選挙副委員長ヴァヴィロフは、名簿整理に伴う増加であり、大統領選挙でも増加が続くと述べていた。

ところが実際には中央選挙委員会発表の有権者人口（海外滞在者をのぞく）は、下記のように、下院選挙以降大きく減少したのである。

2007年12月2日 2008年1月1日 2008年3月2日

1 億 914 万 6000 人 1 億 706 万 2000 人 1 億 699 万 9000 人

『ヴェドモスチ』紙は、下院選挙では、議席配分の基礎となる与党の得票数をあげるために有権者数が水増しされ、大統領選挙では、投票率をあげるために、母数となる有権者数を減らす操作が行われた可能性を疑っていた⁹⁴⁾。

この報道に対して中央選挙委員会は即座に「有権者数についての説明」を行った。

それによればまず有権者数は以下のような推移であった。

2007 年 12 月 2 日 2008 年 1 月 1 日 2008 年 3 月 2 日

1 億 872 万 4000 人 1 億 730 万 6000 人 1 億 680 万 5000 人

『ヴェドモスチ』紙報道と個別数値は異なるものの、下院選挙から大統領選挙の間に 191 万 9000 人 (1.79%) 減少したことを中央選挙委員会は認めていた。そして、これは、以下のように「説明可能」とした。すなわち、下院選挙準備中に 100 万以上の一時滞在地登録者がいた。それらの有権者についてはもとの登録地でのリストからの除去を連絡したが選挙終了までに間に合わなかった。大統領選挙までにこれを削除した。また大統領選挙では新たな登録者については、もとの登録地に即時に連絡し、リストから除去した。さらに、受け入れ移民のうち数万人はソ連の身分証明書で臨時登録したが、新しい居住地でロシアの身分証明書を発行され有権者登録をされていた。これらも整序した、というのが中央選挙委員会の説明であった⁹⁵⁾。

かりに、『ヴェドモスチ』紙のいうように、下院選挙で「与党水増し」が可能ならば、大統領選挙でもそれが可能なはずであり、有権者数がふたつの選挙の性格の相違に応じて操作されたとはなかなか考えにくい⁹⁶⁾。中央選挙委員会の言うように、何か実務的技術的不備があったと見るほうが自然である。だが、この不備が個々の投票所・地方選挙区での「不正」とまったく関係がないとも言い切れない。少なくとも 100 万人以上の有権者が、一時的に二重の投票権をもっていたということになるからである（地方レベルの有権者数推移を追えば、この点はより明確になるかもしれない）。

③登録抹消証明書による投票と複数回投票をめぐる議論

選挙終了後の中央選挙委員長記者会見で、マハチカラ（ダゲスタン共和国）の医科大学生が学生証により4回投票したという訴えがあるがどう考えるか、という質問がなされた。これにたいして委員長チウロフは、自分のもとにはそうした訴えが来ていないとし、あれば調査して回答すると答えた。また、登録抹消証明書を取得せよという圧力があったのではないかという問いに対しても、チウロフは、そうしたことはあり得ないとしつつ、全国で1000万人以上の有権者が登録地以外に（仕事等で）居住しているのに、うち200万人以下しか証明書がもらえていないのは残念と述べた。そのうえで、正規の登録抹消証明書以外での投票は不可能と断じた⁹⁷⁾。

実際には、登録抹消証明書による投票は下院選挙時をさらに15万ほど上回り130万を超えた（冒頭表1参照）。中央選挙委員会も下院選挙時よりもおよそ20万多く用紙を発行した。いくつかの地域からは、それをめぐる発言が聞こえていた。たとえば、アストラハン州では大学幹部たちに対して、学生達を当地で投票させるよう指示が出された——、下院選挙では他の地方より投票率が低かった。「今回取り戻さねばならない。さもないとモスクワは金を出さないだろう」と説明された——といった事例があった。しかし、下院選挙時に比べれば、登録抹消証明書をめぐる不満アピールははるかに少なかった。これは、有権者がその手法にもはや慣れてしまったためであると新聞報道は解釈していた⁹⁸⁾。

④マスメディアの偏重報道をめぐる議論

大統領選挙運動期間においても下院選挙とほぼ同様に与党候補メドヴェージェフのメディア露出の割合が圧倒的に高いという指摘がなされた。2008年1月1日から1月25日において全国ネットテレビでの候補者への言及は423回であったが、うちメドヴェージェフが86%、ジリノフスキー6%、残るジュガーノフとボグダーノフが4%であった。地方レベルでの新聞やポスターもメドヴェージェフを中心としたもの以外はほとんど見られなかった⁹⁹⁾。別の調査でも、NTVテレビ局ではメドヴェージェフに関する報道時

間が他の3人の候補者合計の17倍であり、第一チャンネルでも4倍であったという結果が報じられた¹⁰⁰。とりわけメドヴェージェフの2月27日のニジェゴロド訪問にかんして、5つのテレビ全国局がプライムタイムを中心に合計1時間半にわたって報道したとされ、その費用（概算で300万ルーブル／約1200万円）を誰が支出したかということが問題となった。この日メドヴェージェフは選挙休暇をとっており、第一副首相としての職務ではないと指摘されたのである。だが中央選挙委員会は、これをとくに問題ありとはしなかった¹⁰¹。

以上のように、下院選挙と同じような不備・不正がいくつか報じられてはいたが、総じて、その頻度は少なくなっていた。とくに投票日当日にかんしては、批判的なNGO団体〈ゴーロス〉報告書も、下院選挙に比べて、「はるかに平穩に」進み、大違反はみられなかったと述べていた¹⁰²。また少規模ながら監視を実施した欧州議会連合監視団団長も、各地域で諸組織の幹部が一定の結果を出す圧力を感じているという事態を指摘しつつも、「選挙結果が歪曲されたというのは単純」であり、「全般的結果は国民の意思を反映している」ときわめて肯定的な結論を下した¹⁰³。

さらに、まだ公式結果の確定していない3月3日の時点で、欧州各国の首脳達——ドイツ首相メルケル、フランス大統領サルコジ、イギリス首相ブラウン、フィンランド大統領ハロネン、欧州委員長パローズら——は、メドヴェージェフに当選祝辞を送った¹⁰⁴。彼らは、ロシアの大統領選挙プロセスを厳格に議論するよりも、当選したメドヴェージェフ——リベラル傾向を期待されている候補者——との間で良好な関係を構築することを選んだ。これは一つの現実的政治判断であった。

一方、〈ゴーロス〉はその総括的報告書において、大統領選挙制度の欠陥を指摘し、改善提案を行った。彼らは、「あらゆる選挙運動の基礎には公開の政治討論があるべきである。だが今回の選挙運動の特徴は真の競争性の弱さであった」とする考えから、選挙法制をリベラル化するよう提案していた。具体的にはまず、立候補登録のさいの署名不備の上限を5%からもとの

25%に戻し、必要署名総数を200万から100万とすること。次いで、議席獲得政党に対する優遇措置を廃止し、供託金による立候補を導入すること。さらに——おそらく選挙過熱と不正防止のために——大統領選挙と下院選挙の期日を離す（このために大統領任期を5年とする）こと。また全候補者に対してテレビ公開討論への参加を義務づけること、等々を提言していた¹⁰⁵⁾。ロシアの選挙プロセスをいっそう民主的なものにするうえで、いずれも検討に値する提案のように思える。このような声がロシア国内にあることは評価すべきことであり、しっかりと認知しておくべきことであろう。

4. 選挙民主主義か選挙権威主義か

(1) 選挙民主主義

ここまで見てきたようなロシアの国政選挙を総じてどう特徴づけることが可能だろうか。そしてその特徴づけを通してロシアの政治体制全般をどのように理解できるだろうか。この問いに対するひとつの立場として、プーチン下のロシアではとにもかくにも選挙がきちんと繰り返されてきたことをまず評価し、かつ、そうした選挙を行ってきた限りで政治体制に一定の民主的性質を認めるという考え方がある。この立場をここでは「選挙民主主義」と呼んでおこう。この選挙民主主義の立場を、やや強引に整理すると、およそ以下の4点の内容にまとめることができる。

(1) 定期的選挙——ロシアでは憲法の規定に従い、定期的に複数政党（複数候補者）の参加する選挙が行われてきた。

(2) 大規模な不正なし（手続き遵守）——選挙では、すべての成人が等しく投票権を有し、手続き的にみて、大規模な不正や偽造は行われていない。

(3) 国民の意向反映——選挙結果は、諸情勢（とくに経済情勢）からみて、国民の意向をおおむね反映しているものと推察される。

(4) 漸次改善の展望——多少の不備あるいは（主として地方レベルでの）権力濫用などもあるが、それは主として国民が選挙にまだ習熟していないこ

とに原因があり、時と共に、より民主的な性格を強めていくであろう。

留意すべきことは、「選挙民主主義」論は、完璧に民主的な選挙が行われていると主張するものではなく、様々な不備の存在を認めつつ、全体として極度の歪曲のない選挙が行われていると考えるという点である。また政治体制の性質についても、腐敗や権力濫用などの存在を否定するものではなく、ただある程度（手続き的にみて）民主的な選挙が行われているということに着目するという立場である。

本稿でとりあげた、大統領選挙後のプーチンの発言「民主国家に生きている」は、この選挙民主主義の立場に近いものである。また欧州議会連合選挙監視団長の発言「選挙結果が歪曲されたというのは単純」も同様である。わが国から選挙監視に加わった上野も次のようにほぼ同じ理解を示している。

「ロシアの民主主義は発展途上であることに間違いはないが、選挙の様子を観察してみると、一般に考えられているほど、この国が非民主的でないことが分かる。選挙の制度や手続きは厳密に規定されており、不正や結果の捏造を防止する仕組みも十分に整えられている」「一部の地方の行政幹部の中には……「行政リソース」を使って与党（与党指名候補）が有利になるよう働きかけているものもいる。」「[しかし] こうした状況は……経験の少なさにそのおもな原因がある」「時間とともに、有権者の意識は成熟していくことで、問題の多くは改善されていくものと期待することができよう。」¹⁰⁶⁾

さらに、2004年という時点においてはあるが、ロシアを「ノーマルな国」と位置づけたシュライファー&トレイスマンも同じ発想に立っているものと考えられる。彼らは2003年下院選挙において有権者が「以前の選挙よりも圧力をかけられた」という議論を否定し、国民が年10%以上の所得増を経験している中で、親プーチン政党が支持を得られるのは当然という見方を示した¹⁰⁷⁾。

たしかに本稿においても確認したように、プーチンの下では（エリツィン再選時に取り沙汰されたような）選挙キャンセルなどということはありえず、またエリツィンのような大統領早期辞任もなく、規定通りに選挙が行わ

れてきた。また大量の不正や偽造はなく、引き続き経済成長のもとで（選挙は2008年秋の世界不況突入前であった）、国民のプーチンへの信頼と期待は大きかった。無効票も死票も少なくなり、国民は少しずつ選挙に習熟しつつあるようにも見える。

そうであれば、ロシアの政治体制を「選挙民主主義」と位置づけるべきであろうか。いくつか留保したい点がある。第一に政権によるメディア統制、とくに三大テレビ・ネットワークの制御の問題がある。新聞での比較的自由な議論や、プーチン全面反対見解を随所に見出さうインターネットの発達はあるものの、国民の大多数は無料のテレビ報道を通して政治および選挙情報を入手している。本稿で見たように、そのテレビ報道がプーチンおよび与党偏重であり、対等な公開討論も行われなかったら、民主的な選挙の前提が大きく損なわれていると言えないだろうか。第二に下院選挙における与党当選者の大量辞任問題がある。そもそも選挙とは、特定の公職に就く者を選ぶ行為である。中央・地方の行政の長が政党名簿に名前だけを連ね、当選後は辞退して行政の長に留まる、というのであれば、いったい何を選挙しているのか、ということになる。

第三に果たして国民が未熟なせいで民主主義が妨げられているのであろうか、という問題がある。世論調査によるかぎり、国民多数はたしかにプーチンを支持している。だがその国民は同時にプーチンの推進した「知事公選廃止」や「一人区廃止」にはあまり賛成していないという実情がある¹⁰⁸。国民はより多く自分たちの声が政治に反映されることを望んでいる。しかし、その機会を狭め、候補者の新規参入を難しくし、政治幹部による管理体制を強めているのは実は政治指導者達ではないか、ということである。

以上の留保にかんして、本稿で述べた2008年大統領選挙から象徴的な事例をあげれば、プーチン全面反対の立場をとった元首相のカシヤノフは署名不備を理由に立候補登録を拒否された。一方、ほぼ無名のボグダーノフという人物は200万を超える署名を集めて登録された（だが選挙では約97万票しか得票できなかった）。ボグダーノフが認められたのは、おそらく、「リベ

ラル系候補」不在の穴埋めとして、また万一他の候補者が選挙を辞退した場合の「複数候補」選挙維持の保険として、であろう。候補者登録の時点でこのような選別のある選挙を「民主的」とは、なかなか言い難いということである。

(2) 選挙権威主義

このように選挙民主主義論の問題点を見ていくと、むしろロシアを「選挙権威主義」と見るべきという別の立場が浮かび上がってくる。選挙権威主義の概念については、権威主義論の構築者J・リンスがその記念碑的著作の2000年単行版序文において、非民主的な体制を「疑似民主主義」「非リベラル（選挙）民主主義」「委任民主主義」等の言葉ではなく、たとえば「選挙権威主義」「複数政党権威主義」等と呼ぶべきであると提唱して注目されるようになった¹⁰⁹⁾。リンスはその内容を掘り下げているわけではないが、ロシア・ソ連研究の碩学A・ブラウンも、ロシアの2007年議会選挙および2008年大統領選挙に言及しつつ、リンスの言う「選挙権威主義」および「複数政党権威主義」が現代のロシアに適用されるべきかもしれないと述べている。ブラウンは、「ロシアにおいて政党制を含めて民主主義の形式が強化されたものの、あまりにも操作度が高いゆえ、実質が奪われている」「ロシアの選挙民は1989年、1990年、1991年のほうが、この10年間におけるよりも強い政治的有効性感覚を持っていた」と指摘している¹¹⁰⁾。

この選挙権威主義の概念を系統的に吟味したのがA・シェドラーである。やや長くなるが彼の説明を紹介しよう。

「選挙権威主義体制は複数政党選挙ゲームを行い、最高執行責任者および全国議会の定期的選挙を実施する。しかしこの体制は自由と公正の自由民主原則を大きくかつ系統的に侵犯するため、選挙を民主主義の道具ではなく権威主義支配の道具に変えてしまう。選挙権威主義支配のもとでは、選挙はひじょうに広範な有権者をもち（普通選挙が実施される）、最小限ながら多元的であり（野党も選挙に参加することが許される）、最小限ながら競争的で

あり（野党の勝利は否定されるが、得票と議席を得ることが許される）、最小限ながら開かれたものである（野党は大量弾圧を受けることはないが、選択的かつ断続的な方法で弾圧的取扱いを受けることがある）。しかし、総じていうと、選挙競争は国家による操作をはげしく、広範に、また系統的に受けるゆえ、民主的とはいいがたい。権威主義的操作は多様な様式で実施されるが、すべて選挙結果の厄介な不確実性を封じ込める目的に寄与する。支配者達は差別的な選挙規則を作り、あるいは野党および野党候補を選挙アリーナから排除し、野党の政治的権利や市民的自由を侵害し、彼らのマスメディアおよび選挙資金へのアクセスを制限し、強制や買収で野党陣営からの脱却を促すかもしれない、もしくは単純に不正手段によって票や議席を再配分するかもしれない。」（下線は引用者のもの）¹¹¹⁾

シェドラーはこの「選挙の外観を持った新しい形の権威主義」体制の、2006年初め時点での不十分なリストとして、「旧ソ連のアルメニア・アゼルバイジャン・カザフスタン・キルギス・ロシア・タジキスタン；北アフリカおよび中東のアルジェリア・エジプト・チュニジア・イエメン；サハラ以南アフリカ地域のカメルーン・チャド・エチオピアほか11国；東南アジアのカンボジア・マレーシア・シンガポール」を提示している¹¹²⁾。

この「選挙権威主義論」主張にもかなりの説得力がある。実際、上記引用下線部分をそのままロシアの選挙の説明としてもほぼ妥当するように思えるほどである。「選挙結果の厄介な不確実性を封じ込める」ことがまさにプーチン政権の選挙政策の中心課題であったと言ってもよいだろう。ではロシアは選挙権威主義体制であると規定すべきだろうか。ここでもいくつか留保したいことがある。第一に、選挙権威主義を体制分類の範疇とした場合、上記にあげられた国々と同じグループにロシアを入れることが適切か否かという問題がある。たとえば、カザフスタンでは2007年8月の議会選挙で与党「ヌル・オタン」が88%の得票を得て議席を独占することとなった¹¹³⁾。ロシアとは政治体制の質がかなり異なるように見える。第二に、シェドラーのいうように、ロシアの選挙が「国家による操作をはげしく、広範に、また系統的

に受ける」と言えるかという問題がある。本稿で見たように、選挙結果には地域的な相違も顕著であり、操作の及ばない部分（あるいはもともと操作しようとも考えていない部分）も多々あるのではないかということである。第三に、権威主義という概念をたんに「民主主義でない」という意味で用いるのであれば別であるが、そうではなく、リンスに従い、たとえば軍部あるいは支配政党あるいは官僚等々を基盤とする、「限定された多元主義」（そこではどのような集団が存在を許されるか最終的には支配者たちが規定する）¹¹⁴⁾としたばあい、そのような確固たる統制的特質をロシアの政治体制が持っているか、かなり疑念が生じるということがある。ロシアでプーチン全面反対派の活動が広がらないのは、指導者達による政治統制が行き届いているからではなく、反対派の理念が国民の間にさしたる共感を得ていないからという側面が強いのである。

端的な事例をあげれば、本稿でとりあげた選挙監視NGO団体〈ゴースト〉のさまざまな証言は、ロシアを「選挙民主主義」と規定することへの留保を促すが、同時に彼らの活動が許されているということはロシアを「選挙権威主義」と規定することへのためらいを覚えさせるものでもある。ロシアの政治体制を「民主主義」というにはメディアを含めて管理の度合いが強すぎるし、「権威主義」というには警察権力的な統制が不足している。あえていえば、「管理過剰の選挙民主主義」あるいは「統制不足の選挙権威主義」というところであろうか。このどちらの概念を採用するかは、それこそコップ半分の水を「まだ半分ある」と見るか「半分しかない」と見るかのようなものであり、さしたる違いはない（あるいは局面ごとに使い分けが可能かもしれない）。重要なことは、ロシアの政治体制は今なお単純に「民主主義」とも、「権威主義」とも呼びがたい微妙なグレイゾーンにあるということである。そして今後、管理が弱まれば「選挙民主主義」に近づき、逆に統制が強化されれば「選挙権威主義」に近づくということである。どちらに向かうかは、今後のロシアの内外状況とともに、指導者がどのような政治姿勢を持つかに大きくかかっているといえよう。

おわりに

本稿では、ロシアの2007年下院選挙と2008年大統領選挙を追った。下院選挙は、与党統一ロシア党の全国比例名簿の単独トップに大統領プーチンが掲載されたことで、プーチンに対する国民投票となった。そして投票率および統一ロシア党得票率につき、いずれも約64%を得て、プーチンは下院絶対多数を自身の政治資源として確保した。続く大統領選挙では事実上プーチンの指名により、若いメドヴェージェフが与党統一ロシア党の候補者となった。メドヴェージェフは当選後プーチンを首相に指名することを約束し、プーチンもそれを受け入れた。こうして大統領選挙もプーチン路線継続を問う国民投票となった。そして投票率および得票率とも約70%を得てメドヴェージェフは大統領に当選した。

両選挙においては、OSCE/ODIHRの不参加や「登録抹消証明書」による投票率引き上げといった問題も指摘された。しかし、いずれの選挙でも大きな不正や偽造はなく、選挙結果はおおむね民意を反映しているものであった。このことから、ロシアの選挙をほぼ民主的とみなし、そうした選挙を定期的に実施しているロシアの政治体制を「選挙民主主義」と見る見解も生まれた。一方、選挙制度が新規参入者を排除するものであり、またメディアの与党偏重報道なども続いていることから、実質的競争に欠ける選挙であると位置づける見解もあった。そうした見解をとる者たちは、ロシアを「選挙権威主義」体制と規定すべきと唱えている。

これに対し本稿では、ロシアが、双方の唱える見解以上に、不確実ないし不安定であるゆえ、「管理過剰の選挙民主主義」あるいは「統制不足の選挙権威主義」といった見方を取るべきではないかと主張した。この議論をさらに展開するためには、一方でプーチン体制についてその成立時からあらためて検証し、他方でメドヴェージェフ（ないしタンデム）体制について、その実態をさらに詳細に検討して行かねばならないだろう。

【注】

- 1) 本稿では、選挙制度および選挙プロセスの特質に焦点をおいた。このため、個々の政党については立ち入った分析を行ってはいない。なお、副題を含めて、いくつかの箇所について査読者のコメントに触発されて修正した部分がある。やや分量のある草稿をお読みいただき丁寧なコメントを頂戴した査読者に対して、ここで謝意を表しておきたい。
- 2) 2007-2008年選挙についての文献として、両選挙に日本からの監視団として参加した上野俊彦の「ロシアの議会選挙と大統領選挙を視察して」『ソフィア』227号(2008年秋期)、55-95頁(以下「視察して」と記す)をまずあげておく。一般向けの文章であり、写真を多数付したルポルタージュ形式を取っているが、内容的には正確かつ詳細な選挙実態の紹介と分析を行っている。ただし上野の総括的視点について、筆者には、やや違和感がある。この点については本論の4で論じる。
- 3) 統一ロシア党は、2001年12月、プーチン与党「統一」(かつてのエリツィン政権支持の知事および閣僚を基盤とする政党)と野党「祖国全ロシア」(かつてのエリツィン政権反対派の知事および中道左派系政治家を基盤とする政党)の合同により創設された、プーチン支持の中道系政権政党である。合同プロセスについては、中村裕「ロシアの政党再編の現段階」、日本国際問題研究所『プーチン政権下のロシアの内政動向—プーチン政権2年目の総括—』(2002年2月)、65-81頁に詳しい。
- 4) 下院選挙制度概説は、Timothy J. Colton and Michael McFaul, *Popular Choice and Managed Democracy* (Brookings Institution Press, 2003), pp. 17-22. 2003年選挙については以下の記事も参照。 *Kommersant*, 03 September 2003.
- 5) 2007年下院選挙制度の基本説明は主として *Nezavisimaya Gazeta*, 23 August 2007 および *Rossiskaya Gazeta*, 6 September 2007.
- 6) プーチンは以下のように述べた。「今日我々はテロと闘おうとしている市民のイニシャチヴを支援し、国家を強化するメカニズムを共に見出さねばならない、そうしたメカニズム [中略] の一つになるべきものが全国的な政党である。さらに、国の政治システム強化のために国家会議選挙で比例代表制を導入することが必要と考える」。ロシア大統領公式ウェブサイト、<<http://www.kremlin.ru/>>, 13 September 2004. なおロシア大統領ウェブサイト資料は日付が確定できれば容易にアクセスできるゆえ、以下 *Kremlin* と記し、日付のみを付す(URLとアクセス日は省略する)。なお2009年9月1日に大統領ウェブサイトは全面的に刷新されたが、プーチン大統領期を含め、それ以前の情報を<<http://archive.kremlin.ru/>>で確認できる。
- 7) *Kommersant*, 7 May 2004.
- 8) *Kommersant*, 12 May 2004. ただし、9月のプーチン発言までは、統一ロシア党の幹部をはじめとして、「一人区」廃止には消極的な意見が強かった。たとえば、下院第一副議長で統一ロシア党幹部の一人であったスィリスカ (L. Syliiska)

は、「比例制のもとでは地方は誰を下院に送りだしているのか分からなくなる」と批判していた。また別の幹部は、一人区選出議員が議会での投票のさいに一定の独自判断をなしたことを指摘し、全面比例化で「より自由でなくなる」と危惧していた。なお、選挙委員長ヴェシニャコフは比例制と合わせて、特定候補者にも投票できるドイツ式のいわゆる併用制を構想していたようである。*Kommersant*, 12 August 2004.

- 9) *Komsomolskaya Pravda*, 28 September 2004. スルコフによれば、2003年下院選挙一人区で当選した221名のうち、184名が下院で〈統一ロシア〉会派に属することとなり、305議席となった。ところが全面比例制で計算したばあい、統一ロシア党の獲得議席は239議席となり、共産党（現状51が80議席となる）をはじめとする野党にとって有利になるというのであった。
- 10) Bryon Moraski, 'Electoral System Reform in Democracy's Grey Zone: Lessons from Putin's Russia', *Government and Opposition*, vol. 42, No. 4, 2007, pp. 536–563. なおモラスキーは、全面比例区導入が、長期的に見て、ロシアの民主主義発展に寄与する可能性も示唆している。
- 11) *Rossiskaya Gazeta*, 25 December 2002. ロシア連邦連邦議会国家会議選挙法第VIII章（移行規程）第99条。
- 12) *Rossiskaya Gazeta*, 26 July 2005.
- 13) *Rossiskaya Gazeta*, 6 September 2007.
- 14) *Interfaks*, 14 July 2006.
- 15) *RFE/RL Newslines (Russia)*, 22 June 2005; *Rossiskaya Gazeta*, 6 September 2007. 「全政党（候補者）に反対」票の背景分析を行ったマカリスター&ホワイトは、この票が都市の、高学歴の若年層によって投じられているという結論を導き出している。 Ian McAllister & Stephen White, 'Voting 'Against All' in Postcommunist Russia', *Europe-Asia Studies*, vol. 60, No. 1 (January 2008), pp. 67–87.
- 16) 下院選挙の制度修正がおおむね終わった2007年3月に中央選挙委員長ヴェシニャコフは、新編成の中央選挙委員会から外された。かわって、プーチンのサンクトペテルブルグ副市長時代の部下で、ロシア自民党の下院議員であったチュロフ (V. Churov) が新たな選挙委員長に就任した。ヴェシニャコフは、上院公選制などに積極的であったといわれる。また、統一ロシア党のいくつかの要求——地方首府市長公選廃止、選挙成立最低投票率要件の廃止、中央選挙委員の資格として法学教育必須化廃止など——についても異論を唱えてきたと報道されている。とはいえ、こうしたヴェシニャコフの立場が、委員長交代の直接的かつ決定的な理由であったか否かは定かではない。*Kommersant*, 14 March 2007.
- 17) *Rossiskaya Gazeta*, 7 September 2007; *Kommersant Vlast'*, 2007, No.35 (10 September 2007).
- 18) 政党名簿掲載の候補者総数は約4500名であった。*Rossiskaya Gazeta*, 27 November 2007.

- 19) 登録政党一覧は *Rossiskaya Gazeta*, 5 September 2007. 出馬を認められた政党については *Kommersant*, 18 October 2007 および *Interfaks*, 28 October 2007. 出馬登録を認められなかった政党は「平和と統一ロシア」「人民同盟」「ロシアエコロジー党グリーン」の3党である. このうち急進左派系の人民同盟(議長 Sergei Baburin)については, 署名のうち8.9%が不備とされた. *Rossiskaya Gazeta*, 2 November 2007. なお, 公示時点での登録政党11党のうち1党(「ロシア再生党」)は出馬手続きをとらなかった. 以上につき, *Kommersant*, 5 May 2008 も参照.
- 20) *Interfaks*, 18 September 2007.
- 21) 1999年以降の議会選挙でプーチンは, 統一党(1999年)および統一ロシア党(2003年)への支持を表明したが, 候補者名簿への掲載は初めてのことであった. 大統領と政党との関係については別途検討が必要であるが, さしあたり, 拙稿「プーチン大統領と〈統一〉党——「威光」の制度化」『国際関係紀要』第11巻第1号(2001年12月)所収を参照されたい.
- 22) *International Herald Tribune*, 28 November 2007.
- 23) *Kremlin*, 1 October 2007.
- 24) *Interfaks*, 2 October 2007.
- 25) *Gazeta. Ru* (インターネット・ニュースサイト. メインページURLは, <<http://www.gazeta.ru/>>), 3 December 2007.
- 26) *Kommersant*, 20 October 2007.
- 27) *Kommersant*, 24 October 2007.
- 28) *Kommersant*, 29 November 2007.
- 29) *Nezavisimaya Gazeta*, 27 November 2007.
- 30) *Kommersant*, 3 November 2007.
- 31) *Kommersant*, 30 November 2007.
- 32) *Novaya Gazeta*, 2007, No. 91 (29 November 2007). プーチン体制に対して批判的な新聞である. 本稿ではインターネット版を利用した. メインページは <<http://www.novayagazeta.ru/>>).
- 33) 演説全文は, *Rossiiskaya Gazeta*, 30 November 2007.
- 34) 中央選挙委員会ウェブサイト, 2007年12月8日.
<http://www.cikrf.ru/news/info_081207.jsp> (アクセス2007年12月10日)
- 35) *Kommersant Vlast'*, 2007, No. 48 (10 December 2007), p. 23.
- 36) この問題を数値化して分析したのがオレシキン(D. Oreshikin)の「特異な選挙文化」地域論である. 彼は1995年下院選挙以降7回の国政選挙データをもとに, 地方選挙区ごとの「投票率」「無効投票率」「高い一枚岩性」「全候補への反対率」「当該地区勝者得票と全国平均との差」を指標として, 「特異な選挙文化」地域を特定した. それによれば, 北カフカース, カルムイク, 南ウラル, 沿ヴォルガ地域, そしてオリョール州やケメロヴォ州に「特異な選挙文化」が見られた. 具体的数値にもとづく特異度ランキングでは, 1位インダー

シ共和国, 2位ダゲスタン共和国, 3位トゥバ共和国といった順であり, モスクワ市18位, サンクトペテルブルグ市35位であった(全国88地方中)。オレンキンは, こうした統計数値によって, 選挙偽造の有無を確認できるわけではなく, ただ一連の地方選挙区が標準から「系統的に外れていること」を指摘できるに過ぎないと述べる。そのうえで, こうした「特異選挙文化」地域では, 地方権力が選挙民を動員し, 競争者を排除し, 一枚岩の支持を確保し, 望む結果を確保するという, 「管理性の強化」が見られるとしている。 *Novaya Gazeta*, 2007, No. 91 (29 November 2007)。

- 37) *Kommersant Vlast'*, 2007, No. 46 (10 December 2007), p. 22.
- 38) *Kremlin*, 3 December 2007.
- 39) この問題については, ロシアのNGO 選挙監視団体〈Golos (声)〉の下院選挙運動にかんする報告書が簡潔に整理している。Assotsiatsiya <<GOLOS>>, *Zayavlenie No. 3, Etap agitatsionnoi kampanii* (29 November 2007). <<http://www.golos.org/a964.html>> (アクセス2009年10月19日)。以下の記述は主としてこれに依拠する。
- 40) それ以前にも, 1995年993名, 1999年1185名という国際監視員を受け入れてきた。 *International Herald Tribune*, 24 October 2007 および *Kommersant*, 23 October 2007; 7 November 2007.
- 41) *Kommersant*, 7 October 2007.
- 42) *Rossiskaya Gazeta*, 10 October 2007; *Moscow Times*, 26 October 2007; *RFE/RL Newslines(Russia)*, 30 October 2007.
- 43) *Kommersant*, 23 October 2007.
- 44) *Moscow Times*, 7 November 2007.
- 45) ただし, メドヴェージェフは今後も OSCE との協力関係を維持すると付言した。 *Interfaks*, 20 November 2007.
- 46) なお, ODIHR も小規模の監視グループを派遣した。 *Kommersant*, 7 November 2007; 28 November 2007.
- 47) *Vedomosti*, 1 August 2007.
- 48) 上野, 前掲「視察して」, 73-74頁。
- 49) *Novaya Gazeta*, 2007, No. 92 (3 December 2007).
- 50) 上野は, 「簡単にばれてしまう」と指摘している。だが, 万一露見した場合, 投票所管理者達の責任問題にもつながりかねない。それゆえ, 露見する可能性は少ないように思える。もっとも大量の複数回投票が困難であるとするれば, この問題はほとんどアネクドット以上のものではないだろう。ちなみに日本でも, 2009年8月の衆議院総選挙のさいに, 期日前投票制度を利用して, いわば試みに「二回投票」を行う者が現れた(『朝日新聞』2009年8月30日)。ロシアでの複数回投票もほぼ似たような出来事と評しうるかもしれない。
- 51) *Novaya Gazeta*, 2007, No. 92 (3 December 2007).
- 52) Assotsiatsiya <<GOLOS>>, *Zayavlenie No.4 po itogam nablyudeniya v den' golos-*

- ovaniya* (4 December 2007). <<http://www.golos.org/a1050.html>> (アクセス 2007年 10月 19日).
- 53) 2009年 10月に行われたモスクワ市議会選挙において、統一ロシア党が9割の議席を確保することとなったが、選挙後に不正をめぐる議論が起き、統一ロシア党をのぞく政党が一時、下院審議をボイコットするという事態が生じた。*Interfaks*, 15 October 2009. これを受けて大統領メドヴェージェフは、直後の年次教書演説の中で、地方レベルでの民主主義強化の必要を訴えた。その文脈において「登録抹消証明書の利用実態について分析し、違法な操作を防ぐために然るべき方策をとることが必要である」と述べることとなった。*Kremlin*, 12 November 2009. 地方選挙レベルにおいてはあがあるが、大統領自らが「登録抹消証明書」に伴う問題の存在を認めたと言えよう。
- 54) Assotsiatsiya <<GOLOS>>, *Zayavlenie No. 3, Etap agitatsionnoi kampanii* (29 November 2007).
- 55) *Moscow Times*, 30 November 2007.
- 56) *Vedomosti*, 29 October 2007.
- 57) Assotsiatsiya <<GOLOS>>, *Zayavlenie No. 3, Etap agitatsionnoi kampanii* (29 November 2007).
- 58) *Interfaks*, 13 December 2007 および *Kommersant*, 14 December 2007.
- 59) Assotsiatsiya <<GOLOS>>, *Zayavlenie ;podgotovitel'nyi etap federal'nykh vyborov* (20 September 2007), <<http://www.golos.org/a606.html>> (アクセス 2009年 10月 19日).
- 60) *Vedomosti*, 4 December 2007.
- 61) *Interfaks*, 3 December 2007.
- 62) 2004年以前の大統領選挙については、Richard Sakwa, *Russian Politics and Society, Fourth edition* (Routledge, 2008), pp. 23-24, 174-183. 上野俊彦『ポスト共産主義ロシアの政治——エリツィンからプーチンへ——』(日本国際問題研究所, 2001年), 19-20頁. 拙稿「二つの国政選挙とナショナリズム」『海外事情 (拓殖大学海外事情研究所)』, 第52巻第6号 (2004年6月), 16-29頁.
- 63) *Rossiskaya Gazeta*, 29 November 2007.
- 64) 任期満了に伴う選挙は、制度上、前回の選挙の月すなわち3月の第二日曜 (3月9日) に行われるのだが、この日が祝日 (国際婦人デー) にあたったため第一日曜 (3月2日) となった。*Interfaks*, 26 November 2007.
- 65) *Rossiskaya Gazeta*, 27 November 2007; *Kommersant*, 21 January 2008.
- 66) *Rossiskaya Gazeta*, 27 November 2007.
- 67) *Interfaks*, 8 December 2007.
- 68) *Kremlin*, 10 December 2007.
- 69) *Interfaks*, 11 December 2007.
- 70) *Interfaks*, 17 December 2007.
- 71) *Kommersant*, 21 January 2008.

- 72) 中央選挙委員会ウェブサイト. <http://www.cikrf.ru/newsite/elect_president/solutions/index.jsp> (アクセス2009年10月19日).
- 73) *Interfaks*, 26 December 2007.
- 74) *Interfaks*, 27 December 2007.
- 75) *Kommersant*, 1 February 2008.
- 76) メドヴェージェフの選挙向けウェブサイトによる. <www.medvedev2008.ru>, 27 February, 2008.
- 77) *Kommersant*, 29 January 2008.
- 78) *Kommersant*, 26 February 2008.
- 79) *Kommersant Vlast'*, 2008, No. 7 (25 February 2008), p. 26.
- 80) <www.medvedev2008.ru>, 05 February 2008 (アクセス2008年2月7日).
- 81) <www.medvedev2008.ru>, 15 February 2008 (アクセス2008年2月16日).
- 82) *Nezavisimaya Gazeta*, 19 February 2008.
- 83) *Kommersant*, 23 February 2008.
- 84) *Moscow Times*, 3 March 2008.
- 85) *Kommersant*, 11 February 2008; *Moscow Times*, 22 February 2008.『コメルサント・ヴラスチ』誌掲載の記事によれば、沿海地方では、各選挙区ごとに、「予想」投票率およびメドヴェージェフ得票率を付した表がつくられた。「投票率」の脇には「より多くないように」あるいは「より少なくないように」という課題が付されていた。 *Kommersant Vlast'*, 2008, No. 8 (3 Marta 2008), p. 20.
- 86) <www.medvedev2008.ru>, 2 March 2008.
- 87) 中央選挙委員会ウェブサイト (2008年3月4日). <http://www.cikrf.ru/aboutcik/activity/int/churov_070308.jsp> (アクセス2008年3月8日).
- 88) 別の理由として、下院選挙時の統一ロシア党の高得票率が疑いをもたれたことから、大統領選挙ではやや押さえた数字になったということも考えられる。なお、メドヴェージェフ優勢第2位のキーロフ州では下院選挙のさいにロシア自民党が12.07%獲得していたのに対して、大統領選挙で党首ジリノフスキーは7.25%しか獲得していない。こうした点を含めて地域ごとの投票率および各党得票とその背景事情を詳細に検討することで、ロシア政治のよりアクチュアルな姿を捉えることができるように思える。今後の課題である。
- 89) *Kremlin*, 2 March 2008.
- 90) *Interfaks*, 3 March 2008.
- 91) Assotsiatsiya <<GOLOS>>, *Zayablenie No. 2 po rezul'tatam dolgocrochnogo nablyudeniya khoda izbiratel'noi kampanii Prezidenta RF 2 marta 2008 goda*, (28 February 2008). <<http://www.golos.org/a1285.html>> (アクセス2008年2月28日) および *Interfaks*, 13 February 2008.
- 92) *Kommersant*, 26 February 2005.
- 93) 選挙後3月7日の、中央選挙副委員長ヴァヴィロフの報告によれば235名分の許可証が発行された。中央選挙委員会ウェブサイト <<http://www.cikrf.ru/news/>>

- info_070308_2.jsp> (アクセス 2008 年 3 月 25 日).
- 94) *Vedomosti*, 6 March 2008.
- 95) 中央選挙委員会ウェブページ (2008 年 3 月 7 日). <http://www.cikrf.ru/news/info_070308.jsp> (アクセス 2008 年 3 月 7 日).
- 96) 3%以上の票を得た政党に対しては一票につき 5 ルーブル (約 20 円) の助成金が与えられる規定があり, それを得るための操作であったという説もある. *RFE/RL, Newsline (Russia)*, 7 March 2008. まさに現代における『死せる魂』であるが, こうした結果を得るためのコストを考慮した場合, それを大量に行うことでどれほどの利益が得られたのか, いくらか疑問にも思える.
- 97) 中央選挙委員会ウェブページ (2008 年 3 月 4 日). <http://www.cikrf.ru/aboutcikr/activity/int/churov_070308.jsp> (アクセス 2008 年 3 月 8 日).
- 98) *Kommersant*, 29 February 2008.
- 99) 前掲, *Assotsiatsiya <<GOLOS>>, Zayablenie No. 2*, 28 February 2008.
- 100) *Moscow Times*, 28 February 2008.
- 101) *Nezavisimaya Gazeta*, 29 February 2008.
- 102) *Assotsiatsii <<GOLOS>>, Vybory Prezidenta Rossii—2008/Zayablenie No. 3 po rezul'tatam kratkocrochnogo nablyudeniya (den' golosovaniya)* (3 March 2008). <<http://www.golos.org/a1330.html>> (アクセス 2008 年 3 月 4 日).
- 103) *Interfaks*, 3 March 2008.
- 104) 同上.
- 105) *Assotsiatsii <<GOLOS>>, Zayablenie No. 1 po rezul'tatam dolgocrochnogo nablyudeniya khoda izbiratel'noi kampanii Prezidenta RF 2 marta 2008 goda*, (5 February 2008). <<http://www.golos.org/a1134.html>> (アクセス 2008 年 2 月 6 日) および前掲 *Zayablenie No. 2* (28 February 2008).
- 106) 上野, 前掲「視察して」, 316 頁. なお上野は別の著書の中でエリツィン期の連邦議会選挙を分析した章の標題を「ロシアの選挙民主主義」とし, 国民が投票行動を通じて政治指導者や政策に影響を与えるという「手続きの民主主義」, すなわち「選挙民主主義」もまたロシアにおいて確立しつつある, と結論づけている. 上野俊彦『ポスト共産主義ロシアの政治——エリツィンからプーチンへ——』(日本国際問題研究所, 2001), 第 6 章, とくに 169 頁. 現在もほぼ同じ見方を維持しているものと思える.
- 107) Andrei Schleifer and Daniel Treisman, 'A Normal Country', *Foreign Affairs*, March/April 2004, pp. 20–39. なお, 筆者は以前, この議論をプーチン体制についての「肯定・楽観論」のひとつとして紹介した. 拙稿「ポチョムキン・デモクラシー——プーチンの限界か」『ロシア・東欧研究』, 第 33 号 (2004 年版) 28 頁.
- 108) この点については, 拙稿「プーチン政権 8 年——プーチンの自己評価と国民のプーチン評価」『ロシア・ユーラシア経済』2007 年 12 月号 (No. 905), 6 頁.
- 109) Juan J. Linz, *Totalitarian and Authoritarian Regimes, with a major new introduction* (Lynne Rienner Publishers, 2000), p. 34.

- 110) Archie Brown, 'Forms without substance', *Journal of Democracy*, vol. 20, No. 2 (April 2009), p. 47.
- 111) Andreas Schedler (ed.), *Electoral Authoritarianism: The dynamics of Unfree Competition* (Lynne Rienner Publishers, 2006), p. 3.
- 112) *Ibid.*
- 113) カザフスタンの議会選挙結果については, *Kommersant*, 20 August 2007.
- 114) Linz, *op. cit.* p. 161. 1975年版原文の邦訳(高橋進監訳)『全体主義体制と権威主義体制』(法律文化社, 1995), 143頁も参照.

Russian National Elections 2007-2008

—Can we define Russia as an electoral authoritarianism?—

Kengo Nagatsuna

This paper examines the 2007 parliamentary elections and the 2008 presidential elections in Russia. In the parliamentary elections, the voting became a kind of referendum on president Putin after his name was nominated at the top of the candidate list of the governing party, United Russia. United Russia earned 64 percent of the whole vote and got 315 seats of the parliament's 450 seats. Putin, who was to finish his two terms in May 2008, thus obtained a parliamentary majority as his own power base for the future.

In the presidential elections, Putin nominated his long-acquainted protégé, Dmitry Medvedev as an official candidate. Medvedev, while consenting to run in the elections, asked Putin to become Prime Minister under his new presidency. Therefore, the presidential elections also became a referendum on keeping Putin's course. Medvedev got 70 percent of the whole vote and became the third President of Russia.

In both elections there were some anomalies. The Organization for Security and Cooperation in Europe which since the demise of the Soviet Union had kept participating in the election monitoring in Russia cancelled the monitoring this time because they and the Russian government couldn't agree on the monitoring conditions. Some Russian newspapers also pointed out unlawful voting coercion in local areas. But on the whole there were no huge unfairness, nor massive falsification. It seemed that Russian people actually supported Putin and his course because of high economic growth under his presidency. Some observers therefore call Russian political regime an 'electoral democracy'.

However, others insist that in Russia candidates lack equal access to mass media. Particularly the state owns all major national television networks and during the election campaign period the televisions focused on Putin, United Russia and Medvedev. The electoral system itself had been changed to narrow the chance of winning of non-established candidates. So they call Russia an 'electoral authoritarianism'.

Which view is correct? This paper, noting the instability or ambiguity of the Russian political regime, stands against both views and advocates much more careful definitions, for example, 'a highly managed electoral democracy' or 'a weakly controlled electoral authoritarianism'. In other words, it asserts that we can't yet clearly define the nature of the Russian political regime and need to see the political development in the future.